# 留学費用貸与(借用)契約書

株式会社 (以下、甲という)と、その従業員 (以下、乙という)は、乙がその 希望により へ留学するにあたり、その間の社内的な取扱い、その費用の貸与および返還方法等 に関して、海外留学規程に基づき、次の通り契約する。

記

#### 第1条(甲が認める留学期間)

甲が認める乙の留学期間は、乙が事前に申請した期間(平成 年 月 日から 平成 年 月 日までの ヶ月間)とする。

### 第2条(留学期間の休職取扱い)

前項の留学期間は、就業規則第 条第 項により、休職(無給)として取り扱う。

### 第3条(留学費用の貸与)

- 1. 留学に要する費用(渡航費用、学費および生活費)については、甲は乙に対して、平成 年 月 日 から平成 年 月 日までの間、月額 円を毎月貸与することとする。
- 2.前項の貸与の方法は、乙が指定する金融機関への振込とする。
- 3.貸与金には、年利 %の利子を付す。

## 第4条(貸与金の返還および免除)

1. 乙は、留学の中途で退職する場合、あるいは復職後満5年以下の期間において退職する場合には、 甲より下表に基づき、貸与された留学費用を返還しなければならない。

復職後の継続勤務期間	免除の割合
満 1 年以下	0%
満1年超2年以下	20%
満2年超3年以下	50%
満3年超5年以下	80%
満5年超	100%

- 2.乙が、復職後満5年を超えて継続勤務した後退職する場合には、貸与金の返還を全額免除する。
- 3. 乙の退職が、死亡あるいは傷病のために長期間にわたって勤務が不可能となったことによるものである場合には、貸与金の全部の返還を免除する。

#### 第6条(連帯保証人)

乙は、丙を本人同意のうえ、本契約の連帯保証人として立てる

以上の契約の証として、甲、乙および連帯保証人が各自記名押印した本書 3 通を作成し、それぞれ 1 通を所持する。

(甲) 所在地
 社 名
 代表者名
 印
(乙) 所属
 住 所
 氏 名
 印
(丙) 住 所
 氏 名
 고との関係(